

秋田県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

令和8年6月12日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所

(1) 学科試験

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
交通誘導警備業務2級	令和8年9月15日（火）	秋田市山王四丁目1番5号
雑踏警備業務2級	午前9時30分から午前10時30分まで	秋田県警察本部庁舎3階第3会議室

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
交通誘導警備業務2級	令和8年11月5日（木） 午前9時から午後3時まで	秋田市新屋町字砂奴寄2番地2 秋田県立武道館
雑踏警備業務2級	令和8年11月19日（木） 午前9時から午後3時まで	秋田市新屋町字砂奴寄2番地2 秋田県立武道館

2 定員

各種別10人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）

3 受検資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 秋田県内に住所を有する者
- (2) 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員

4 受検申請手続

(1) 申請受付期間

令和8年6月29日（月）から同年7月3日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

ウ 秋田県内に住所を有する者は住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 1通

エ 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員にあつては、当該営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通

(4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

5 手数料

検定申請書を提出する際、次の手数料を納付すること。

なお、納付された検定手数料は返還しない。

(1) 交通誘導警備業務2級 14,000円

(2) 雑踏警備業務2級 13,000円

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署で受検申請受理後に交付する。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者については、実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務2級の学科試験内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

- ウ 車両等の誘導に関する事。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
 - (2) 交通誘導警備業務2級の実技試験内容
 - ア 車両等の誘導に関する事。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
 - (3) 雑踏警備業務2級の学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関する事。
 - ウ 雑踏の整理に関する事。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
 - (4) 実技試験の内容
 - ア 雑踏の整理に関する事。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- 8 その他
- (1) 学科試験当日の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。
 - (2) 検定受検時の携行品及び服装
 - ア 学科試験
 - 受検票、筆記用具及び試験を受けやすい服装とすること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 受検票、室内用の靴を持参すること。
 - (イ) 服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、運動帽と作業服等活動しやすい服装とすること（ジャージ又はTシャツは不可）。
 - (3) 検定についての不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話番号018-863-1111、内線3043～3045）に問い合わせること。